

(2) その他の求職活動援助地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

イ 地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置

県総合計画を地域の視点から具体化、重点化を図るための地域計画において、次のような地域雇用開発の促進に資する施策を展開することとしている。

熊本市においては、新幹線整備に伴う熊本駅周辺の整備による新たな交流拠点の形成や熊本港の整備などにより物流機能の向上を図る。また、大学や工業技術センターなどの研究機関と企業との連携や共同研究への取り組みを通じ、新たな雇用の創出や地域活性力の向上が図られるような新事業・新産業の創出を推進する。

上益城地域においては、益城熊本空港インターチェンジ周辺への企業誘致を推進するなど物流拠点の充実を図るほか、広域からの集客力を生した商業拠点づくりを支援する。また、木材の新たな利用方法の研究や林産品の新商品開発などにより木材需要の拡大など地場産業の競争力を高める。

なお、大津町・菊陽町においては、第二テクノパーク内の賃貸工場などを核として新事業・新産業創出の推進と地場産業育成を図るほか、県立技術短期大学校などを拠点とした高度技術産業を支える人材の育成をめざす。また、西原村において熊本阿蘇幹線道路などの整備促進等に取り組む。

ロ 地域雇用開発促進のための措置

(イ) 雇用のミスマッチ解消に関する事項

(財)熊本県雇用環境整備協会の雇用総合ホームページにより、各種助成金検索、U・Iターン求人情報、市町村の定住情報、適性診断コーナー等の総合的雇用情報の提供を行う。また、県がハローワークに配置している熊本県地域雇用対策推進員を積極的に活用し、国や県の施策を事業主に提供するとともに、きめ細かな求人情報の収集に努め、労働力需給のミスマッチ解消に努める。さらに、中高年齢者の雇用を阻害している要因の一つである、採用時の年齢制限の撤廃に向けた環境整備の促進に取り組む。

(ロ) 職業能力開発の推進に関する事項

本地域の実情に応じた職業能力開発を関係機関と連携し効果的に行う。また、本地域の企業の新事業分野への進出に必要とされる人材の育成及び確保を図る。そのため、公共職業能力開発施設においても地域の訓練ニーズの把握に努め、当該ニーズに応じた効果的な職業能力開発、委託訓練等を実施する。特に、「重点5分野」のうち新製造技術関連分野・情報通信関連分野に係る人材を育成するため、県立技術短期大学校において新たに設置する「映像システム技術科」を活用し、地域産業における技術革新の進展に対応する人材の育成に努める。また、民間における認定職業訓練への支援を行う。

さらに、平成14年度にオープンする「くまもと県民交流館」に「しごと支援センター(仮称)」を設置し、能力開発・就業相談、各種情報提供、技術講習などの就業に係る支援を行う

こととしている。

(ハ)各種施策の周知徹底に関する事項

(財)熊本県雇用環境整備協会の雇用総合ホームページ、熊本県地域雇用対策推進員、各種メディアやイベント等を活用して周知徹底を図り、当該施策の積極的な活用が図られるよう努める。

(二)地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、地域求職活動援助事業運営委員会等を活用し、関係市町村、労使等地域における関係者との意志疎通を図り、その意向の反映に努める。